

古フランス語の態に関する若干の考察：
代名動詞の用法を中心に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-07-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川口, 裕司 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008910

古フランス語の態に関する若干の考察

(代名動詞の用法を中心に)

川 口 裕 司

態の選択と代名動詞

態に関する基本的な立場は既に他の論文の中で述べたことがある(川口裕司(1993)特に 31-38 を参照)。本論の中でこれをもう1度改めて検討することはしない。ここでは「態」の選択という言語現象について、先の論文で触れられなかった点を少し詳しく考えてみたい。

言語使用者が言語を用いて1回限りの現実を伝達するとき、その現実はそのままではなく、記号素(monème)を通して言語現実に取りとられる。この行為を言語的選択(choix linguistique)と呼ぶ(1)。「態」の選択はおそらくこの言語的選択に関わる現象である。その場合に「態」が選択されても、述辞が表す事態に参加する項の論理的な関係は「態」が選択されなかった場合と変わらない。たとえば「我々がそのワインを飲んだ」という状況があるとして、「態」を選択した発話としなかった発話は以下のようなだろう。

Nous avons bu le vin.	態を選択しない(態ゼロ)
Le vin a été bu.	態を選択した(受動態)

いずれの発話においても、ワインが「～を飲む」という事態に対して、常にそれを受ける要素である点が重要なのである。すなわち「そのワイン(le vin)」は両方の発話においていずれも「飲む」という事態に対して論理的にみて受動的要素である。つまり「態」が選択されてもこの論理的関係は手つかずのまま残るのである。同様にしてCe vin se boit bien frais。「このワインはよく冷やして飲みます」という発話でも、主辞のce vin「このワイン」は「飲む」という事態に対して受動的要素である。しかしこの場合、述部se boitでは主辞ce

vinと同じ人称を指示する代名詞 *se* が現れており、再帰が起きている。フランス語ではこの再帰表現を代名動詞と呼んでいるが、これによっても受動表現が可能であることがわかる。それに対して次の代名動詞の発話 *Il se lève*. 「彼は身を起こす (=起きる)」。 *Ils se boivent le vin*. 「彼らはそのワインを飲み合う」では、主辞に立つ *Il* 「彼」と *Ils* 「彼ら」はそれぞれ「起こす」(*lever*)と「飲む」(*boire*)という事態に対して受動的関係ではなく、逆に能動的关系に立っている。従ってこの例にあらわれる再帰用法 (*se lever*) と相互用法 (*se boire*) の代名動詞では、主辞に立つ要素は事態に対して論理的関係において能動的に働きかけを行なう要素であり、この点から両者は能動態の変異であると考えられる。

このように現代フランス語では、少なくとも *être* + 過去分詞と代名動詞の一部が「態」の選択に関わっていることがわかる。しかしこの説明には不十分な点が多く残されている。

問題提起

Le vin a été bu. と *Ce vin se boit bien frais*. という発話のそれぞれの存在意義は何なのか。なぜ「態」は2つの現れ方をするのか。その点が上の説明ではなんら明らかにされていない。たとえばすでに以下の2つの解釈が多く研究者により提示されてきた。

1つの解釈は、前者の *être* + 過去分詞型の受動文では能動態 (=態ゼロ) の主辞 (*Nous avons bu le vin*. の *nous* 「我々」) が言語記号として発話の中に現れていないが、そうした行為者がいることを言外に予想させる構文であると考えられるのに対して、代名動詞による受動文では行為者が暗示されないという解釈である。確かに前者の構文には行為者を明確に表す *par* + 行為者を添えることが可能だが、代名動詞の構文では不可能である (* *Ce vin se boit bien frais par nous*. とは言わない)。しかし発話の中に実際に現れていない言語要素をいつも簡単に復元できるのかどうか、この解釈に無理がないわけではない。

また別の解釈では、*être* + 過去分詞型の受動文では *Ce livre a été vendu hier soir*. 「その本は昨日の夕方に売れた」 というふうに、過去の1時点を表すことが可能であるのに、代名動詞による受動文ではそれができない (* *Ce livre s'est vendu hier soir*) という解釈である。この解釈によれば完了のアスペクトは *être* + 過去分詞型と、未完了は代名動詞型とお互いに住み分けをしている

と考えられる。確かに例文を集め、これを数量的に解釈するならば、この住み分けに納得することができるかもしれない。しかし代名動詞により「態」が表現されるには、前もって「事態」が未完了でなければならないとするこの考え方に筆者はまったく賛同できない。

その考えを異口同音に反復しつづける分析者は、代名動詞の1部に *s'en aller* 「出ていく」や *se prendre à inf.* 「急に～し始める」のように、語彙的なアスペクト (Aktionsart) ではあるが、明らかに起動アスペクトを有する表現が存在する事実をいったいどうやって人に納得させようと言うのであろうか。かりに受動用法の代名動詞に限ってこうした未完了のアスペクトが現れるのだと善意に解釈するとしても、受動用法だけでなく再帰用法の代名動詞 *se mourir* 「死に瀕している」も未完了ではないかと反論したくなる。そこで苦肉の策として動詞に完了動詞と未完了動詞なるカテゴリーを区別することになる。しかしそのような下位分類をするのであれば、最初からその語彙的アスペクト (Aktionsart) は動詞の意味内容 (*signifié*) の一部に属する言語要素であり、「態」の選択とはもともと無関係であったと言うべきではなかったのか。

être + 過去分詞型の受動文が完了アスペクトを表すことが比較的多いのは、筆者の考えでは、全くの歴史的偶然である。ラテン語の統合的受動態が新しい *est* + 過去分詞型の分析的受動態に移行していく過程で、この新しい分析的受動態は、アスペクトに関してかなり揺れていた事実がずっと以前から文献学的に証明されている。この意味内容の揺れは、まちががなく新しい受動態の形式に起因する。もともとラテン語の受動相直説法完了形であった *est* + 過去分詞の構文ではしばしば過去分詞が形容詞補語と混同される危険性があった。こうして *est* + 過去分詞型の意味内容は状態を表す未完了アスペクトあるいは本来の完了アスペクトの間を揺れ動いていたのである。その結果、受動態の完了アスペクトを表す *fuit* + 過去分詞形が後に必要になったのである (2)。

しかしそれにもまして受動態の問題を考える際に大きな障害となるのは、「態」の選択という現象を単なる統辞的關係に還元しようとする見方そのものなのである。確かに「態」の選択によって主辞に受動的要素が選ばれ、態ゼロ文の統辞的關係が組み替えられる、もっと簡単に言えば、態ゼロ (= 能動態) の目的辞が受動態の主辞になる。しかしこれは「態」の選択が行なわれた後に現れる統辞構造を説明しただけであって、「態」の選択自身の意義をいささかも考えることにはならない。その意義を理解するには、同一の現実に対して態ゼ

ロと受動態がいかにして選択し分けられるかを観察しなければならない。TSURUGA (1991) は「(受動態の) 主要な問題はその場合、(能動態と受動態の) 問題の基盤を構築できるような形式的かつ機能的ではない、かなり操作的な1つあるいは複数の基準を見つけることであろう。その基準とは勢い関係の体系を成さない意味内容 (signifié) の分野に属するものになろう。」(TSURUGA (1991), 53 を参照) と述べているが、まさにその通りである。「態」の選択の本質は言語使用者が事態に対してそれを受ける立場にある要素の視点に立って現実を記号素に切りとる作業なのである。そうした視点を設定するには、主辞に立つべき要素が述辞に対して受動的な論理関係をもっていると判断することが必要であるが、その論理関係は必然的に主辞と述辞の意味内容によってしか与えられない筈だからである。

本論の目的

問題提起の中で述べた前提に立ち、ここでは古フランス語の態について、とりわけ態がどのように選択されるかについて考えてみたい。ある研究者たちは古フランス語では一般に代名動詞の受動用法の例が少なく、それは一般に中期フランス語の時代を通じて発達したと説明するが (3)、筆者はこの説明に大いに疑問を抱いている。そもそもラテン語において再帰代名詞を用いた受動表現が文献的に証明されているからである。

cum se coxerit 「それが料理されるであろう時に」 (Apicius)
(BONNARD et REGNIER (1989), 179 からの引用)

Myrina, quae Sebastopolim se vocat (C. Plinius Secundus Major) .
「Sebastopolis と呼ばれる Myrina の町」
(WOLF et HUPKA (1981), 129 からの引用。原文 Myrima は誤植)

この説明自体についてさらに議論したいと考えているので、以下では特に代名動詞の用法を中心に考え、être + 過去分詞型の受動構文や態ゼロ文との相違を勘案しながら、態の選択という現象そのものについて考えてみたい。

従来の分析では古フランス語の全般あるいは特定の文学作品を資料体とする研究が行なわれてきたが、ここではそのような分析を行なわない。古フランス

語期の全般に渡って態の選択の実例を考察することは、1つ1つの発話の背景にある現実があまりに複雑であり、その分析をかなり大雑把なものにしてしまう恐れがある。また古フランス語期なるものが本当に内部の一貫性をもち、少なくとも均質な言語状態として1つの共時態を形成していると思えるのかどうか、これは大きく意見が分かれるところである。

他方、文学作品を資料体とする分析が困難な理由もいくつかあげられる。文学作品で使用される文体がかなり多様であること、態ゼロと受動構文のペアが見つかりにくいこと、さらに作者自身の言語と写字生の言語が交錯していること、等が「態」の選択される背景にある現実の分析を困難なものにしている。

それでは拙論の目的に適った資料体とはどのようなものなのであろうか？フランスの文献学者 Dominique Coq は13世紀にパリ近郊で作成された様々な古文書の解説と校訂を行ない、最近これを出版した。この「Aube, Seine-et-Marne, Yonne の諸県に保存される1271年以前のフランス語で書かれた古文書 (Chartes en langue française antérieures à 1271 conservées dans les départements de l'Aube, de la Seine-et-Marne et de l'Yonne)」は本稿の目的に最も適った文献の1つであると思われる。

この書で扱われている103の古文書の大半は不動産・動産の売買と譲渡に関するものであり、その公文書としての文体はかなり均質であると言える。またそれぞれの地域の者が他の者に不動産・動産を売買あるいは譲渡したことを証明する証書のたぐいであるため、作成年代と中で述べられている地域を容易に明確にすることができる。

とりわけ以下の3点は本論の目的に合致している。

1. 古文書の年代は1つの共時態として見なされうる (1230年—71年)。この期間に大きな言語変化が起きたとは思えない。
2. 古文書が地理的に限定されているため、ある地域や社会の特有言語形態 (formes idiomatiques) が現れても、その地域を容易に特定化できる。
3. 内容は不動産・動産の売買や譲渡に関するものがほとんどで均質性が高い、しかしその一方で103の文書の作成者が同一人物であることが少ないため、様々な言語使用者が同一の現実をどのように言語現実として切りとっているのかを観察することができる。

D. Coq の校訂した古文書は全てオリジナルであり、コピーではない。従って、

文書はそこに記されている作成者自身の言語であるか、その地域の書記の言語であることは疑いを入れない。しかし若干の例外としてオリジナルの証書を後に別の証書で確認したものがある (4)。興味深いことにその場合に証書の作成者がオリジナルの言語を若干書き直している例が見つかる。

また D. Coq は古文書に現れる固有名詞と言語形態を詳細に検討し、巻末に語彙集を添えている。注記のない限り、以下の論考での本文の解釈は D. Coq の語彙集に従っている。本文の表記と区切り方は全て D. Coq の書に従う。ただし証書番号に関しては若干の変更を加えた (5)。

代名動詞の形態でのみ使用される場合：se desvestir

se desvestir で構成される文 (8 例) には、estre desvestu という受動文が存在しない。Tobler-Lommatzsch の古フランス語辞典 (18 Lieferung, 1817, 47 ff.) では、<<auf einen Besitz verzichten「ある財産を放棄する」>> の意とあり、以下の例文が見つかる。Devant le pueple qui la fu, S'est dessaisis et desvestu De quanques il avoit el monde「そこにいた人々の前で、彼はこの世に所有していた全ての財産を断念し放棄した」。

以下に我々の資料体に現れた 8 つの例を全てあげる。文頭の数字は証書番号を表し、[] 内の数字は行番号を表す。

34 [11] (. . .) et << s'est desvetuz >> li diz Viarz de la dite maisum an notre main et an a [12] *revetu* le dit Jehan et Jacote, sa famme, par devant nos.

「そして上記の Wiart は上記の館を我々の手に放棄し、上記の Jean とその妻 Jacote に我々の前でそれを所有させた」

67 [7] (. . .) e << me suis devestuz >> outreement de diz troi-cenz arpenz de bois e enn-ai *revestu* l-abbé e lou couvant de [8] Ponteigni (. . .)

「そして予は上記の 300 アルパンの森林を完全に放棄し、それを Pontigny 修道院に所有させた」

75 [5] (. . .) E << me suis devestuiz >> outreement [6] dé diz sis

cenz arpenz de bois e enn-ai *revestu* l-abé e lou couvant de Pontegni
(. . .)

「そして予は上記の 600 アルパンの森林を完全に放棄し、それを
Pontigny 修道院に所有させた」

77 [9] (. . .) Et << me sui desvestuz >> outreement des diz quatre
cenz et dix arpenz de bois et le fonz de la terre avec, et en ai *revestu*
l-abbé et lou covent de Ponteigni (. . .)

「そして予は上記の 410 アルパンの森林をその地所も含め完全に放棄
し、それを Pontigny 修道院に所有させた」

94 [9] (. . .) Et fais a savoir que dou devant dit bois vendu je << me
sui devestuz >> dou tout et les en hai *revestuz* (. . .)

「上記の売却された森林の全てを予は放棄し、これを彼ら (= Pontigny
修道院) に所有させたことを予は知らせる」

95 [11] (. . .) Et ha requeneu par devant nos qu'il << s-est deves-
tuz >> dou tout dou [12] devant dit bois vendu et en a *revestu* l-abé
e lou covent devant diz (. . .)

「彼は上記の売却された森林の全てを放棄し、それを上記の修道院に所
有させたことを我々の前で認めた」

96 [11] Et ha requeneu par devant nos que il << s-est devestuz >> dou
tout dou devant dit bois vendu et en ha *revestu* l-abé et lou covent
devant diz (. . .) 「(同上)」

98 [6] Douquel prez icil Jaquinez devant-diz et celle Babelous sa
[7] fame et Felisez, freres a-ce Jaquinet devant dit, << se-sunt
desvestu >> an ma main et m-ont requis que je an *revestisse* [8]
l-abé de Valluisant (. . .)

「その野原について、その上記の Jacquinet とその妻 Babelous とその
Jacquinet の兄弟の Féliset は、予の手にそれを放棄し、私にそれを
Vauluisant 修道院に所有させるよう要求した」

この se desvestir 構文の現れる証書の地理的分布を示すと図1のようになる。図中の棒グラフは頻度を表す。線分の上は頻度数、下は地点番号である。

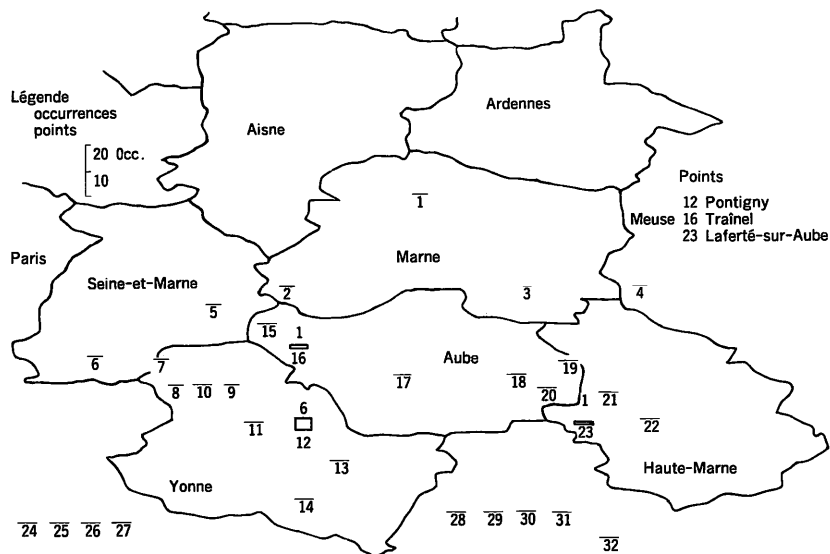


図1 代名動詞 se desvestir の分布

図1の地名

図1は証書の作成者の出身地を考慮に入れた上での分類であり、証書が現在保存されている場所だけに基いた分類ではない。このような分類の意義に関しては、COQ (1988) INTRODUCTION XXVIII-XL を参照されたい。

- | | |
|------------------|---|
| Marne 県 | : 1. Clairmarais, 2. Esternay, 3. Vitry-en-Perthois |
| Meuse 県 | : 4. Bar-le-Duc |
| Seine-et-Marne 県 | : 5. Provins, 6. Nemours |
| Yonne 県 | : 7. Vallery, 8. Saint-Valérien, 9. Popelin, 10. Sens,
11. Joigny, 12. Pontigny, 13. Tonnerre, 14. Régný |
| Aube 県 | : 15. Jaillac, 16. Traînel, 17. Troyes, 18. Bar-sur-
-Aube, 19. Belroy, 20. Clairvaux |

Haute-Marne 県	: 21. Vignory, 22. Chaumont, 23. Laferté-sur-Aube
Champagne 伯	: 24. Thibaut IV, 25. Chancellerie-Thibaut V, 26. Thibaut V, 27. Thibaut IV, V ou Henri III
Nevers 伯	: 28. Eudes et Mahaut, 29. Eudes
Bourgogne 文献	: 30. Duc de Bourgogne, 31. sire de Mirabeau
その他	: 32. autres

地理的には Pontigny (証書 67、75、77、94、95、96：地点 12), Trainel (証書 98：地点 16), Laferté-sur-Aube (証書 34、地点 23) に分布し、ほとんどが Yonne 県中部に集中している。従って se desvestir はその地域の共同体の特有言語的 (idiomatique) 特徴であるとも考えられる。

また上記の全ての例文からわかるように se desvestir は下線を付した revestir とペアになって現れ、前者が不動産等を「放棄する」の意であり、後者がその放棄した不動産等を相手に「所有させる (mettre en possession)」の意であることがわかる。

8つの証書で権利を放棄された不動産は、森林(6例)、館(1例)、野原(1例)である。他の証書では様々な不動産および動産を放棄あるいは譲渡する場合に quiter という述辞が用いられている。いくつか例をあげておく。

10 [7] (. . .) de la quele somme de deniers je ai [8] receu min paamant et en << quit >> l'abbe et le couvant.

「その金額について、予は支払いを受け、そしてそれ(=43 アルパンの森林とその土地)を修道院に譲渡した」

28 [2] chevalier, et ma dame Rique, faime dor dit Andrier, a requeneu de sa prope volanté et de son gré qu'il << quite >> et a << quité >> en bone foi a Gauterote et a Margueron, qui sunt serors au dit Jaquinot, toute [3] la remenance qui lor est demoree de pere et de mere,

「・・・騎士と上記の André の妻 Rique 夫人は父と母から彼らに残された遺産の全てを上記 Jaquinot の姉妹 Gauterote と Margueron に自らの意志と善意とをもって譲渡し、譲渡したことを良心に誓って認めた」

70 [2] (. . .) Lanbelins, de Chaumont, (. . .) [3] (. . .) et Marguerite, sa feme, ont vendu et << quitté >> a touz jors a l'abeasse et [4] au covent dou Wal des Vignes delez Bar sor Aube une piece de terre (. . .)

「Chaumont の Lambelin とその妻 Marguerite は Bar-sur-Aube 近郊の Val-des-Vignes 女子修道院に 1 区画の土地を売却し、永久に放棄した」(証書 71、72 も同様の形式である)

80 [2] (. . .) Herarz, [3] sires de Jaucourt, a recogneu par devant nous que il a vendu et << quitté >> a touz jourz quanque il avoit et pouvoit avoir [4] a Fonvenne (. . .)

「Jaucourt の領主 Erart は我々の前で、彼が Fontvannes に今まで所有しかつ所有できた財産の全てを、永久に売却し放棄したことを認めた」

たとえば今、「人が不動産・動産に対してその権利を放棄する」という現実を考えてみよう。その場合に *se desvestir* と *quiter* を言語的選択のレベルでそのまま置き換え可能な範列単位 (*unités paradigmatiques*) を構成しているとそれほど強く主張できないように思われる。

se desvestir は権利を放棄した上で、次に譲渡される者に所有権を明確にする場合に使用される。だからこそ *revestir* とペアになった表現が成立する。これに対して *quiter* は、いわば一方的な権利放棄の宣言であると言えよう。

se desvestir は最終的に譲渡相手に所有権を認めるために、その前段階として「自らが権利を放棄する」と言っているようなものである。この表現には *quiter* にない主体的で積極的な権利放棄の態度があると言ってよからう。

いずれにせよ *se desvestir* の構文において主辞に立つのは「不動産を放棄する者」であり、述辞が表している事態を受ける要素ではない。この意味で「態」が選択された発話とは考えられない。

代名動詞と非代名動詞の併用：reconnoistre

「認める」の意味では非代名動詞形が 53 例あるが、以下に 2 例のみ *reconnoistre soi* 形が見られる。

30 [2] (. . .) Nous faisons [3] a savoir a touz que Robert de Vaus, acuiers, atabliz par devant nous, << requeunut >> soi avoir loé et quité

「我々は全ての者に侍臣 Robert de Vaus が、我々の前に出頭し、許可し、権利を放棄したことを彼自身認めたことを知らせる」

32 [3] (. . .) Nous faisons a-savoir a touz que Jahanz de Girolles, acuiers, [4] atabliz par devant nous, << requeunut >> soi avoir doné et loé et quité (. . .)

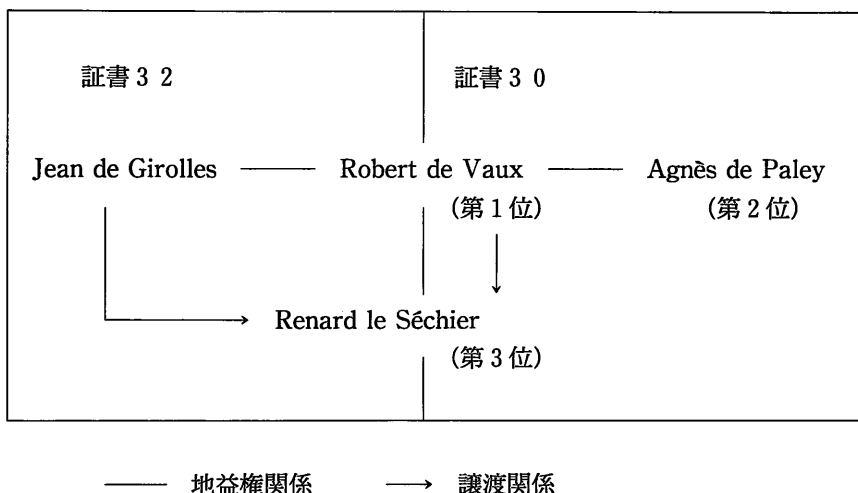
「我々は全ての者に侍臣 Jean de Girolles が、我々の前に出頭し、譲渡し、許可し、権利を放棄したことを彼自身が認めたことを知らせる」

証書 30 の中で、侍臣 (acuiers) Robert de Vaus は Angès de Paley に保有させていた Maisoncelles-en-Gâtinais の封地を永久に Château-Landon の Renard le Séchier とその後継者に「第 3 位領主の資格で (come tierz sires)」譲渡し、それを Robert de Vaus 自身が認めたことが述べられている。この証書は Château-Landon のプレヴォー (prévôt) Robert de Lorrez と同地のプレヴォーテの印章保持者 Renaut Saffier と Pierre Harpin によって 1260 年 3 月に作成された。

証書 32 では、侍臣 (acuiers) Jean de Girolles が、同じく侍臣 Robert de Vaus に保有させていた Maisoncelles の封地を、永久に Château-Landon の Renart le Séchier とその後継者に譲渡したことを Jean 自身が認めたことが述べられている。証書 30 と同じく、これもやはり Château-Landon のプレヴォー Robert de Lorrez とプレヴォーテの印章保持者 Renaut Saffier と Pierre Harpin によって 1260 年 5 月に作成された。

証書 30 の中に現れる「第 3 位領主の資格で」(come tierz sires) という表現の意味を理解するには、2 つの証書における複雑な不動産の所有関係を把握しておかねばならない。それを図式化するならば次頁のようになる。

地益権関係は具体的には以下のように表現されている。証書 30 [5] (. . .) lou quel fié ma dame Agnès de Paley [6] tenoit do dit Robert (. . .) 「その封地について Agnès de Paley 婦人は上記 Robert より地益権を得ていた」。証書 32 [6] (. . .) lou quel fié Roberz de Vaus, acuiers, tenoit [7] do dit



Jahan.「その封地について侍臣 Robert de Vaux は上記 Jean より地益権を得ていた」。

2つの証書から Maisoncelles-en-Gâtinais の封地はもともと Jean de Girolles が所有していた土地であることがわかる。その土地を第1位領主の封地として所有していたのは Robert de Vaux、第2位は Agnès de Paley、従って証書 30 でこの封地を譲渡された Renard le Séchier は第3位領主の地位であった。

ところが証書 32 で本来の土地所有者である Jean de Girolles 自身がその土地を Renard le Séchier に譲渡したことにより、この土地は Renard le Séchier だけの封地になったと思われる。これを証明するのが証書 38 である。その証書では Agnès de Paley 自身が、Robert de Vaux から地益権を有していた当該の土地を、彼女自身から地益権を得ていた Renard le Séchier に正式に譲渡し、権利を放棄する由が述べられている。

この証書 38 は Agnès de Paley 自身により 1261 年に作成され、彼女自身が証書の中で第 1 人称 (=わたし) となって現れるため、「～であること認めた」という問題の箇所は、証書 30 や 32 とは異なっている： [2] Saichaint tuit que (. . .), [4] que nous l-avons au dit Renart doné et loé et quité. . . 「みな知るべし(. . .), わたくしは上記の Renard にその土地を譲渡し、同意し、権利を放棄した. . . .」。

結局のところ証書 30 と 32 に述べられている現実には次の 3 つの特徴があると考えられる。

1. Château-Landon のプレヴォーテにより作成された
2. 譲渡を行なう者自身が証書上の第 1 人称ではなく、第 3 人称である
3. 封地に関する権利を譲渡された領主に順位付けがある

Coq が校訂した古文書のうち Nemours 施療院の証書は 30、32、38 の 3 つだけであるから、これだけをもとに代名動詞が選択される発話状況を十全に解明できるとは思っていないが、仮説を立てること自体が無意味であるとも思えない。

第 1 の特徴は代名動詞 *requenut soi* の選択と切り離しては考えられない。Château-Landon のプレヴォー以外で代名動詞を用いた者は誰もいないからである。代名動詞にその地域共同体の特有言語機能 (*fonction idiomatique*) を読み取ったとしてもあながち誤りではあるまい。

第 1 の特徴が選択の質的側面を表しているとするれば、第 2 の特徴はその量的側面を表していると言えるかもしれない。53 例の非代名動詞形 (*requenut, reconurent, ont reconnu, etc.*) のうち、1 人称単数は 2 例だけであり、他の 51 例は全て 3 人称である。従って 3 人称の主辞と代名動詞の選択は全く関係がなさそうである。3 人称が多いのは、証書の類が主にプレヴォー、コミューヌの長 (*maire*)、修道院長、伯爵、領主、等の手により作成されることが一般的であったという言語外的要因に起因する。不動産の売買・移動を行なう当事者は、従って証書の発行人とは異なるため、必然的に第 3 人称で表されたに過ぎない。

第 3 人称の非代名動詞形が優勢な中で、2 例のみ代名動詞形が選択されたことは、第 3 の基準と関わりがあると言えよう。3 人称単数の非代名動詞形が使われる全ての証書では、封地や不動産の所有関係が単純であり、証書 30 や 32 のような所有者の階層化が見受けられない。

証書の作成者は、封地を譲渡する者がその複雑な所有関係を承知の上で、「しかと認めた」とでも言わんばかりに、代名動詞形 *requenut soi* (= 「自身これを認めた」) を選択したのだと仮定できる。

証書の作成者は代名動詞形 *requenut soi* の代名詞 *soi* がもっている「自身・自体」という意味内容 (*signifié*) をこの場合十二分に活用したと言えよう。

以上をまとめておこう。証書 30 と 32 の作成者は *requenut soi* という代名動詞を選択したわけだが、それは以下の 2 つの伝達欲求によるものであろう。1

つは *reconnoistre soi* がもっている特有言語的機能を利用しなかったからであり、もう1つは、述辞が表す事態（＝譲渡の承認）に主辞（＝譲渡を承認する者）が積極的に参加していることを示したかったからであろう。

先ほど分析した *se desvestir* と同様に、この場合にも態は選択されていない。主辞に立つのはいずれも譲渡を承認する者、すなわち事態に働きかけを行なう要素だからである。代名詞 *soi* は再帰的な用法の目的辞であるが、上に述べた主辞の積極的参加を強調するという発話機能を担っていると考えられる。

再帰代名詞の意味内容に関する我々のこのような解釈を他の分析を紹介して補強しておくことにしよう。磯野（1989）は再帰用法の代名動詞における代名詞が文学作品の中でどのような表現手段として用いられる可能性があるのかを分析しており、この点で非常に興味深い論文である。彼は古フランス語の *escrier* 「声をあげる」が代名動詞 *s'escrier* と併用される例を『ローランの歌（*Chanson de Roland*）』（Ed. de Moignet, 1969）を資料体として詳細に分析した。一般的な意味特徴として磯野が発見した *escrier* と *s'escrier* の相違をまとめると以下ようになる。

1. *s'escrier* は主人公や重要人物の声で *mult halt* 「非常に大きな声で」と共起する例が多い（10例のうち8例）
2. *escrier* は *Munjoie* 「鬨の声」と共起する例が多い（19例中に6例）
3. *escrier* は主人公や重要人物以外の声に用いられる例が多い（19例中6例）

この意味内容がさらに信頼のおけるものになるには、他の同様の作品を数多く分析することが必要であり、この意味内容だけでは解決のつかない例があることを磯野自身も認めてはいるのだが、『ローランの歌』の作者あるいは写字生が *escrier* と *s'escrier* をある文体的効果を醸し出す手段として利用した可能性が高いことはこの論文をみる限り疑いを入れられないように思える。

両者の意味内容からわかるように *s'escrier* は *escrier* と異なり、主辞が事態により積極的な態度を取っているように読み取ることができる。

受動用法の可能性：*s'ensivre*

1例のみであるが重要である。

90 [3] (. . .) veismes nous les letres nostre amei et nostre feal mon
-seingnour [4] Renaut de Bar, chevalier, seellees de son seel en la
fourme et en la meniere qui << s-ensieut>> ci après :

「予は以下に従われるごとき形式と様式をもつ、予の親愛で忠実なる騎士
Renaut de Bar 殿自身が印章を押した公式書状の内容を確認した」

証書 90 は騎士 Renaut de Bar-le-Duc が Troyes の伯爵施療院に寄進を行なったことをシャンパーニュ伯チボー 5 世 (Thibaut V) が確認したものである。この証書の 5 行目から 23 行目までは証書 89 a がそのまま入る (註 (4) 参照)。この 3—4 行目はその導入部分である。

s'ensieut というのは Dominique Coq の読みである (6)。写本では sen sieut と区切られている。sieut は間違いなく動詞 *sivre* 「従う」の直説法現在 3 人称単数形であるが、sen は少なくともシャンパーニュ方言では中性指示代名詞の *cen*、あるいは名詞 *sen* の可能性がある。しかし *cen* も *sen* も意味的に適切ではないため、代名動詞 *s'ensivre* 「従われる・続く」であると解釈したのであろう。代名動詞がこの場合に 3 人称単数形であるのはもっとも近い要素 *la meniere* に一致したためであろう。

Tobler-Lommatzsch の辞典が代名動詞 *s'ensivre* としてあげる例は現代語に極めて近い用法であり、「結果として起きる」とでも訳すべき例文で、証書 90 の例とは異なる : *il ne s'ensuit mie Que cil maintent mauvese vie*, (21 *Lieferung*, 532, 38-39)。

現代フランス語において代名動詞形 *s'ensivre* 以外では用いられなくなったこの動詞は古フランス語では他動詞の用法が一般的であり、事物が主辞にも目的辞にもなる。Tobler-Lommatzsch には、*Ainsi doit on ensievir le voir* (同上, 531, 36) *l'uevre ensuit l'ome et la fame* (同上, 532, 20) の例がある。

上の *s'ensivre* が選択される際の現実を想定するならば、「書状がしかじかの様式に従っている」という事態であろう。その現実を「従う」という事態を受ける要素である「様式」の視点から記号素に切りとったのが *en la meniere qui s'ensieut* であろう。

もし古フランス語で *la letre ensieut la meniere* 「書状はその様式に従う」なる構文が文献的に立証されるならば (筆者はその可能性が大きいと考えているが)、この代名動詞は態が選択された受動用法の代名動詞であると言える。

態の中和：se joindre 他

se joindre は 1 例のみ現れる。

- 77 [2] (. . .) c'est a savoir lou bois seur [3] terre et lou fonz avec, a l-arpenz de Champaigne, qui sieent ajoignant d'une part a trois cenz arpenz que je lor vendi or ha trois anz, et joignant a [4] destre si comme il se-comporte ajoignant de la forest l-abbé de Saint Pere lou Vif de Senz et tent ver les usaiges aus hommes d-Arces, et a senestre [5] << se joint >> au bois Saint Pere (. . .)
- 「すなわちそれはシャンパーニュのアルパンで（測られた）、地上の森林とその地所のことである。それは一方で3年前に予が彼らに売却した300アルパン（の森林）に接し、右側でもまた接しており、SenzのSaint-Pierre le Vif 大修道院の森に接して広がり、Arcesの臣民が利益権を有する土地の方にも広がる、また左側はSaint-Pierreの森林に接する」

証書 77 では se joint がそれより前に現れる ajoignant, joignant と同様の意味内容で用いられている。古フランス語では代名動詞は分詞として使用される場合に、代名詞は一般に省略される、ajoignant, joignant はそれに類する。

我々の資料体では「～に接している」という現実は多くの場合 seoir ajoignant a, seoir delez 等の表現で表される。1 つだけ例をあげておこう。

- 67 [3] (. . .) qui seent [4] << ajoignant >> d'une part a la Petite Raigeuse e delez lou bois de Biau Cyrre (. . .)
- 「それ (=300 アルパンの森林) は一方が Petites Raieuses に接し、また Beauciard の森林にも接している」

この証書 67 では ajoignant a は前置詞 delez と同等に捉えられている。こうした位置関係を状态的に表現する形式に対して、se joindre なる代名動詞は疑似運動的效果を持っていると言える。しかし証書 77 と 67 の両者の例を見るとわかるように、se joindre a は seoir delez という自動詞表現と同じ意味内容をも

つ記号素として選択されたことがわかる。

ところでいま「AがBをCに接するようにする」という現実を考えてみる。この場合、「接するようにする」という事態を受けとめるBの視点に立って現実を切りとると証書 67 や 77 の表現「BはCに接する」が現れる。しかしながらそこで想定された現実には疑問が生じうる。

証書 67 と 77 に現れる森林をある所に接するようにしたのは何であるか？これは考えても結論が出ないであろう。このように事態を受ける要素だけの視点からしか現実を切りとることができない場合がある。態ゼロの文が想定できないのである。これを渡瀬は「態の中和」と呼んでいる（渡瀬 (1991 b) (1991 c) を参照）。

また証書 77 では *se-comporte ajoignant de が tent ver (= tendre vers)* と類似の意味内容を持つ記号素として選択されているが、この場合もやはり *se comporter ajoignant* は態に関して中和している。以下の証書 66 の *se comporter* も同じである。

66 [8] (. . .) si com-il apentiz << se comportent >>, (. . .)

「同様にそれ(=修道院長とその後継者の所有物)は付属建築物にまで広がる」

次の *s'estandre* の 3 つの例も態の中和であると言えよう。

12 [5] (. . .) Et a-cesta aumone paier a touz jourz oblige [6] je moi et mes oirs et le devant-dit paage, tant com la-devant-dite aumone << s-estant >>. (. . .)

「そして予は上記の施しが続く限り、その施しと上記の通行税を、永久に予とその後継者が支払うようにさせる義務を負うものである。」

44 [31] (. . .) et outre l-aigue tant cum [32] li porpris << s-estent >>; (. . .)

「そしてその囲い地が広がる限り、川の向こう側も」

46 [13] (. . .) et outre l-aive tant con il << s-estent >>; (. . .)

「(同上)」

受動的意味内容を持つ代名動詞：se tenir

se tenir は「自ら支払われたことを認める」という慣用表現の中に現れる。いま慣用表現という用語で呼んだが、実はこれは厳密な意味での慣用に至っていない。この表現には2つの変異体が存在するからである。

se tenir por paié 型

9 [4] (. . .) des quex deniers li diz Odoz [5] et sa famme << se tienent por paié >>; (. . .)

「そのお金について、上記の Odot とその妻は支払われたことを自ら認める」

11 [8] (. . .) desqués la ditte [9] Heiluit << se tient por paiee >> en deniers cunstans. (. . .)

「それについて、上記の Heloïs は現金で支払われたことを自ら認める」

se tenir a paié 型

8 [9] (. . .) des queis deniers il << se tient a paié >> (. . .)

「そのお金について、彼らは支払われたことを自ら認める」

80 [5] (. . .) des quex deniers lidiz Herart par devant nous << se tient a paieez >> [6] en deniers contanz. (. . .)

「そのお金について、上記の Erart は現金で支払われたことを我々の前で自ら認める」

上の4つの例からわかるように、se tenir por と se tenir a という2つの相対する表現が存在していたことがわかる。これらの地理的分布を示すと図2のようになる（この図には後に述べる se tenir por/a の第1人称形も含まれる）。

地図上の左側の棒グラフは se tenir por を、右側は se tenir a の頻度を表す。また線分の下にある数字は地点番号を、上の数字は頻度数を表す。頻度が極め

て低いので確実なことは言えないが、それでも2つの表現の地域的分布にはつきりとした対立があるようには思えない。

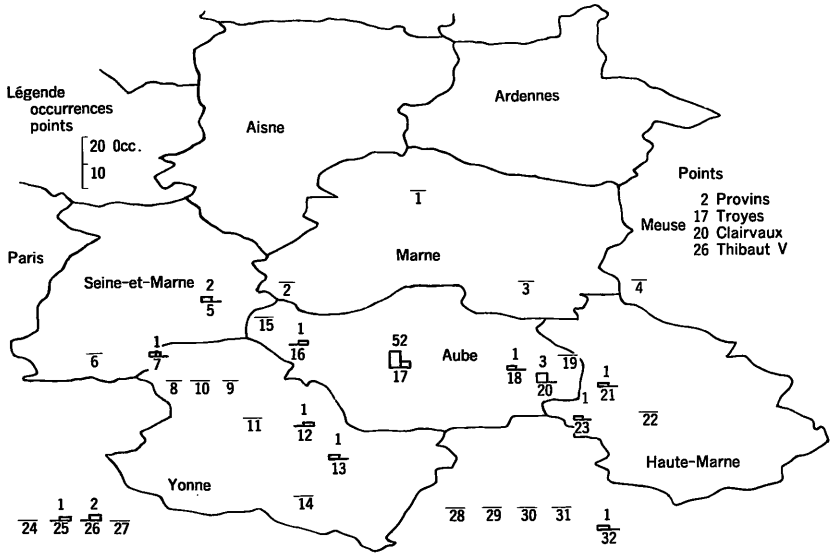


図2 se tenir por paié と se tenir paié の分布

se tenir por はブリー地方の Seine-et-Marne 県、地点5 Provins (2例) と Yonne 県、地点7 Vallery (1例) から東のシャンパーニュ地方、Aube 県の地点17 Troyes (5例)、地点18 Bar-sur-Aube (1例)、地点20 Clairvaux (3例)、さらに東の Haute-Marne 県 (地点21 Vignory、地点23 Laferté-sur-Aube 全て1例)、等に広く分布する。

これに対して、se tenir a は全体で7例現れるが、そのうちの2例は地点17の Troyes で観察される。さらに地点12 Pontigny、地点16 Trainel でそれぞれ1例ずつみつかると。従って、Aube 県西部と Yonne 県沿いに見られると言えないこともない。残りの3回はいずれもシャンパーニュ伯チボー5世 (Thibaut V) の証書 (地点25、26) に見られる。

従って地点17の Troyes では se tenir por 形と se tenir a 形が併用されていたことになる。

証書54 (se tindrent par devant moi por bien paié) と証書44 (se tint

plainement a païé) は、いずれもトロワのプレヴォーにより作成されており、前者が1265年、後者が1256年と年代的にも近い点で注目される。証書80は1269年あるいは70年にチボー5世の名で発行されたのだが、証書の作成地はTroyesであった。[9] (...) qui furent faites a Troies [10] par nous (...) 「(この書状は) 予によってトロワで作成された」。以上を考慮するならば、13世紀半ばのトロワでは se tenir por と se tenir a が併用されていた事実は疑う余地がない。

ここでは por と a の機能的混同がどのような地理的あるいは言語内的原因に起因しているのかを問題にしない。変異体が存在するという客観的事実のみを述べるに留める。

ところで不動産売買の証書において、「売り手がその代金を支払われる」という事態は、常にこの se tenir por/a で記載されたわけではない。受動態 estre païé ももちろん現れる。

1. 主辞が「受領者」

20 [3] (...) desquex [4]. VII. lb. et dimee je << sui paie >> en pecune numbree, (...)

「その7.5リーヴルについて、私は現金で支払われた」

44 [28] (...) tant que cil Giraus << soit païés >> [29] plainement des quatre livres devant dites, (...)

「そのGirautに上記の4リーヴルが全額支払われるまで」

44 [33] (...) se il << n-estoit païé >> au termine devant devisé ;

「もし彼らが先に定められた期日に支払われなければ」

2. 主辞が「お金」

1 [20] (...) et cil d. << seront paie >> chascun an a la feste saint Andriu.

「そしてその金は聖アンドレ祭の日に毎年支払われるであろう」

3 [31] (. . .) cil. XL. s. ne << fussent [32] païé >> en aucune des foires ou que la maison par aucune aventure fust destruite, (. . .)

「その40スーが定期市の1つで支払われなかったり、あるいはたまたまその館が破壊されるようなこと」

84 [4] (. . .) ou ferons rendre la chartre et les lettres de la doite de Reins mes que la doite << soit païee >> dou tout, (. . .)

「予は借金がすべて支払われたという条件でランスの借金証書を返却させるであろう」

87 [12] (. . .) et cil denier << seront païé >> chascun an a-la feste saint Andriau.

「そしてその金は聖アンドレ祭の日に毎年支払われるであろう」

いま仮に「人1が人2にお金を支払う」という現実を設定してみよう。その現実の中において、受領者である「人2」を中心にして現実を言語現実として切り取ると、主辞が受領者である例1が生まれる。この場合にお金に言及するかどうかは使用者の自由裁量に任されている。

ところで先に分析した *se tenir por/a* は主辞が「受領者」になる例1の *estre païé* 型の受動態を選択したのと極めて近い現実を切りとっていることは明白である。「支払われたことを認める」のであるから、*se tenir por/a* の構文で主辞に立つのは「受領者」である。異なる点は述辞として代名動詞形 *se tenir* が選択された点だけである。

同一の現実を言語使用者が記号素に切りとるという観点から発話を分析することによって、一見するとなんら関連性がないと思われる *estre païé* と *se tenir por/a païé* が、実は「態」の選択において極めて近い意味内容を有する範列的単位 (*unités paradigmaticques*) を構成する事実に我々は初めて気づくのである。

se tenir por/a は3人称だけでなく1人称でも文例が見つかる。

56 [3] (. . .) des quex je << me tain por paiez >> anterinnemant, (. . .)

「それについて予は全額を支払われたと認める」

67 [6] (. . .) e les en-quit a touz jourz cum cil qui [7] << m-en-tien a paiez >>;

「予は支払われたことを認める者として、永久にそれらの権利を放棄する」

77 [6] (. . .) et les en quit a touz jorz com cil qui << m-en tieng a paiez >>, (. . .)

「(同上)」

証書 56 は Châteauvillain (図 2 の地点 23 Laferté-sur-Aube 近郊) の領主による証書である。また他の 2 つの証書 67 と 77 は、いずれも Champlost (図 2 上の地点 12 Pontigny の北約 20 km) の領主、Gui de Frolois、通称 Ragot が Pontigny 修道院に売買を行なったことを記した証書で、いずれも Ragot が印章を押し、それぞれ 1267 年と 1270 年に作成された。

この構文 *se tenir por/a* は受動態と極めて近い意味内容を持ちながら、それと混同されることがない。

両者の違いはこの場合もやはり代名詞にあると言わねばならない。*se tenir por/a païé* が *estre païé* 型の受動態と同一視されないのは、*se* という代名詞が主辞に立つ受領者の能動的で積極的な事態への参加を発話機能として持っているからに他ならない。「人 1 が人 2 にお金を支払う」という現実を前にして、*se tenir por/a païé* と *estre païé* の構文は、いずれも「人 2」の視点から現実を記号素として切り取った結果あらわれるのだが、*estre païé* 構文では単に「支払う」という事態を受けとめるだけの主辞が、*se tenir por/a païé* では、受けるだけではなく、受けたことを積極的に表明しているのである。

受動的代名動詞の拡大に関する若干の仮説

主辞が積極的に事態に参加することを代名動詞の中に現れる代名詞が表しているという解釈は、すでに多くの研究者が提案している (7)。この意味内容は古フランス語における代名動詞の発話機能の 1 つであると言ってよいであろう。

確かに古フランス語における代名動詞では、主辞が「事態を受けとる要素」

ではなく、逆に「事態に働きかける要素」である場合にも、代名詞が主辞の事態への積極的な参加を表すことがある。すでに検討した代名動詞の再帰用法の例 *requenut soi*「自身が認めた」がそれである。

代名動詞にはこうした主辞の事態への積極的な参加が意味内容として内在しているように思える。その格好の例は代名動詞の相互的用法であろう。相互用法とはまさしく複数の主辞がお互いに事態に参加している状況を描くための表現手段に他ならないからである。

76 [3] (. . .) *et li curé de la dite paroisse et li daiens et [4] li chapitres de Saint Kyriace << se meissent >> en l'ancontre pour-ce que il disoient que la parroisse en seroit durement damagie (. . .)*
「上記の小教区の司祭と Saint-Quiriace の首席司祭と聖堂参事会員は、小教区がそれによりかなりの損害を蒙るであろうと主張し反対していた」

さて「主辞の事態への積極的参加」だけが *estre paié* と *se tenir por/a paié* を分けているという筆者の仮説が正当なものであるとすれば、古フランス語に極めて稀にしか見られなかった受動用法の代名動詞は、代名詞が表すこの「主辞の事態への積極的参加」がその後なんらかの要因で弱まったために生じたと言うことができよう。

しかしながら実はその要因はすでに古フランス語の中に潜在的に与えられていたと考えるべきである。

先に *se joindre* と *s'estandre* について分析した際に、態の中和ということ述べたが、その場合に問題となった疑似運動とも言うべき自然界の現象、森林の隣接関係、囲い地の広がり、等という事態では、主辞に立つ「森林」「囲い地」を擬人化でもしない限り「事態に働きかける要素」とは考えにくい。しかしこれを「事態を受けとる要素」として考えてみたところで、能動態において「事態に働きかける要素」が何であつたかという問題が残ってしまう。だからこそ、態が中和していると考えたわけである。

ところが *s'ensivre* では態ゼロ文における「事態に働きかける要素」を容易に復元することができた。その場合に「様式に従う」のは当該書状において他には考えられないからである。*se joindre*, *s'estandre*, *s'ensivre* の全てに共通する点は、主辞が「人」ではないということである。主辞が「人」でなければ、

代名詞はもともと主辞が事態に積極的に参加していることを示しにくかったのである。従って受動用法への発展の可能性は代名動詞が生まれた瞬間から、すでに潜在的に与えられていたと考えるべきである。その発展に大きく寄与したのは、言うまでもない、「人」が主辞に立たない構文である。

48 [9] (. . .) par [10] la grace de Dé evesques de Troies, et mon signour Guillaume de Brion, chevalier, et autres bones genz, << s-estoit apaisiez >> as diz moines an tel meniere que (. . .)

「トロワ司教と騎士 Guillaume de Brion 殿さらに他の識者のおかげで、上記の修道士たちと以下のように和解が成立した」

証書 48 は Trainel の故 Anseau 1 世と Larrivour 修道院との間に係争があった事実をその妻 Voisines の領主 Agnès とその長男 Anseau が認め、係争が第 3 者によって調停されたことを示す内容の文書であるが、s-estoit apaisiez はここでは非人称的に使用されていると考えられ、その結果、「和解する」という「人」が主辞に立つ筈の事態の中で、「事態に積極的に働きかける要素 (= 和解する者)」が意味的に弱化し、「和解がなされた」とでも言うべき受動的な表現になっている。

「人」が主辞に立つからと言って、受動用法への発展の道は閉ざされたわけではない。se tenir por/a païé の例がこれを雄弁に物語っている。しかし「人」が主辞に立つと、再帰用法なのか受動用法なのか判断が困難になるのは、なにも古フランス語に限ったことではない。現代フランス語についても同様である。たとえば、川口 (1993) 40-41 参照。

古フランス語における最古の文献の 1 つである「聖女ユーラリの続唱 (Séquence de Sainte Eulalia)」の中に、すでに代名動詞の受動用法が見られると考えるかどうかは、まさにこうした代名詞がもつ意味内容の解釈の問題に過ぎない。

Elle colpes non auret, por o nos coist. (20 行目)

「かの乙女に過ちはなかった、それゆえ乙女は焼かれなかった」

o nos coist は EWERT (1943) 354 の読みであるが、MOIGNET (1979) 188 では o no's coist、BONNARD et REGNIER (1989) 179 では o no s'coist と

いう読みをそれぞれ採用している。いずれにしても nos という綴りは否定辞 non と代名詞 se として解釈される。しかしその代名詞 se を「受身的」に解釈し、聖女ユーラリは「焼かれなかった」とするか、それとも「能動的」に解釈し、主辞が事態に積極的に参加していると考え、「御身は焼けなかった」とするかの。少なくとも筆者には判断しかねる。

代名動詞における再帰用法と受動用法の区別の困難さは、代名詞がもつ「自身・自体」という意味内容と主辞の受動的あるいは能動的な意味内容が衝突することから生まれるのであって、こうした意味内容の衝突は代名動詞が生まれたときから生じていたと考えたほうが理屈にあっているように思えるのである。

結論にかえて：態の機能について

最後に「態」の選択が何のために行なわれるのかをもう少し考えてみたい。いまいちど「人1が人2にお金を支払う」という現実を考えてみよう。これを事態を受けとめる受領者「人2」の視点から切りとる時に「態」が選択されると述べた。では以下の例はどう考えるのか。

60 [10] (. . .) des quex li dit Perrote et Viarz ont << receu >> del [11] dit Jeham entier paiement en deniers nonbrez ; (. . .)

「それについて上記の Perrote と Wiart は上記の Jean から全額を現金で受け取った」

70 [7] (. . .) por vint livres de tornois [8] que li dit Lanbelins et sa feme ont aü et << receu >> des dites dames en monioie nonbee

「トゥール貨で20リーヴルについて、上記の Lambelin とその妻は上記の婦人たちから現金で受け取った」

75 [5] les quiés je ai << receuz >> an deniers countanz de ces de Pontegni, (. . .)

「それについて予は Pontigny 修道院の者たちから現金で受け取った」

94 [7] les quex deniers je devant diz Erarz hai << receuz >> ante-

rinement de l'abé et dou covent devant dit, (. . .)

「その金について、予、上記の Erart は上記の修道院より全額を受け取った」

これら4つの例に現れる主辞もやはり受領者なのだが、これらを受動態表現と呼ぶことができるのであろうか。

これは「態」の定義そのものに関わる問題である。「態」が述辞の意味内容の一部をなす意味特性であると考えれば、さしずめ recevoir は受動態動詞とも呼ぶべきものである。しかしながらこのような解釈は全くの誤解である。なぜならば、もしこの解釈が正しければ recevoir は受動態動詞でありながら、その受動的意味内容からは独立して「態」を選択できることになってしまうからである。Tobler-Lommatzsch の辞典 (72 Lieferung, 407, 47 ff.) に次の例文がある。li biens que il fait sera receguz davant Dé 「彼が成す財産は神の前で受けとられるであろう」。

従って「態」が述辞の意味内容 (signifié) の一部をなしているとは到底考えられない。ここでは2つの異なる述辞の選択、「支払う (paier)」と「受け取る (recevoir)」が問題になっているに過ぎない。古フランス語のように2つの述辞 (paier と recevoir) を使って、現実が表している事態を別々の観点から切りとることが可能な言語では、「態」はその述辞が選ばれた後に選択される。こうした複数の述辞による切りとり方が可能になるのは、一般に述辞が目的辞を取ることのできる他動詞の場合である。

この事実は古フランス語に限らず、広く言語一般に適用できると思われる。上の「支払う」や「受け取る」等の述辞とは異なり、一般に目的辞を持たないとされる自動詞が表す事態においては、その事態に何らかの形で参加する主辞と事態を表す述辞だけで表現が完結してしまうため、一方的な視点からしか事態を眺めることができない。従って様々な視点を表す複数の述辞を選択できる可能性が極めて低い。

たとえば「この本は 100 フランの値段である」という現実に対して、上の「支払う」と「受け取る」のような別々の視点からみた述辞をフランス語は持ち合わせていない。valoir, coûter あるいはその文体的変異としての faire という、いずれにせよ同じ論理関係 (物—述辞—値段) を表す述辞を選択するより他ない。

こうしてたとえば Ce livre vaut cent francs. という発話が現れるとしよう。

しかし *valoir* という述辞を選択した場合ですら「値段がする」という事態を受ける要素の「100フラン」を主辞に立てた受動態が可能であるという：*Cent francs sont valus par ce livre (!)*。この人を食ったような例は、他動性 (*transitivité*) という述辞の意味内容が「態」の選択を限定するわけではないという重要な指摘を行なうために MARTINET (*dir.*) (1979) 162 で引用された例文である。

結局のところ「態」は述辞を限定する機能しかもたない様態辞 (*modalité*) であって、それ自身が他の要素から限定を受けることはない。述辞の選択が「態」の選択の前提になるのであって、その逆は真ではない。それはちょうど名詞を限定する機能しか持たない要素 (冠詞類、指示詞類、等) が、前もって名詞が選択されていない限り、選択されることがない、換言するならば、名詞が決まらない限り、その名詞の定・不定を選択する余地がないのと同じなのである。

註

この論文は文部省 1993 年度科学研究費 (奨励研究 A、研究課題「中世シャンパーニュ方言の総合的記述の試み」、課題番号 05710299) の補助を受けた。

- (1) 筆者は記号素と言語的選択の概念を André MARTINET に負っているが、詳しくは André MARTINET (1985) 2. DE L'EXPERIENCE A L'ENONCE 13-31 および同 (1966) の論文を参照されたい。
- (2) これはラテン語からフランス語への歴史の変遷を扱った本がしばしば説明してくれる事実である。BERSCHIN et al. (1978), 81, BONNARD et REGNIER (1989), 88, KERLOUEGAN et al. (1975), 171 の註 5, VÄÄNÄNEN (1981), 129-130, WOLF et HUPKA (1981), 129-130, 等を参照。

なかでも Henri François Muller (1921) の論文は統合的受動不定詞が分析的受動不定詞に移行する過程をガリアのラテン語文献において後づけた名論文である。彼の分析によれば、ラテン語の統合的受動不定詞は第 3 活用動詞を除いて、6 世紀末から徐々にもととの受動相の完了を表す不定詞 *esse* + 過去分詞にとって代わられていく。しかし Muller の解釈によればメロヴィング朝の公文書に関する限り、統合的受動不定詞は未完を表し、*esse* + 過去分詞は完了を表すというラテン語本来の意味内容は保持されていたという。彼はそれが崩れる時期を第 3 活用動詞までが *esse* + 過去分詞形に置きかわる 8 世紀末と考える。

また 789 年 Charlemagne が Aix-la-Chapelle で会議を開き、カロリング・ルネサンス

が本格化する、その直前の783年の法令集 (Capitulaire Général) では、規則的受動態であった統合的受動形に代わる形態として動詞 *facio* (なす) の受動相を用いた *fit* + 過去分詞構文も見られるのである。

est + 過去分詞 (*sint* は接続法現在3人称複数)

et per tales homines in antea << *sint gubernatae* >> (. . .)

fit + 過去分詞 (*fiant* も同上)

(. . .) *set per sacerdotes* << *fiant* (. . .) *gubernatas* >>.

esse + 過去分詞

(. . .) *et infra triginta noctes* << *impleta esse* >> *debeant*.

統合的受動形

et nulla consuetudo << *superponatur* >> *legi*.

Muller はラテン語からフランス語への転換期を歴史上の制度改革かつ言語改革でもあったカロリング・ルネサンス期と定め、統合的受動不定詞の消滅こそ古フランス語への移行を最も顕著に表す言語現象であると主張する。このような解釈は現在でも主にラテン語学者により踏襲されているが、その是非はともかく、文献学的にはこの時期を境にして受動不定詞として *esse* + 過去分詞形が普及し、*est* + 過去分詞と同調するかのごとく両者ともに本来の完了の意味内容を消失して現在の未完了を表すようになったようである。

- (3) MENARD (1988), 127 は古フランス語では代名動詞の受動用法はかなり稀であるとする。STEFANINI (1962), *La Voix pronominale en ancien et en moyen français*, Ophrys, 83 は代名動詞というカテゴリー自体が古フランス語でいまだに成立していないとする(磯野(1989)139からの間接的引用)。REGULA (1966) § 79 I.1., 168 では、古フランス語の受動用法の代名動詞構文には主辞が欠けているとする (*or se cante* 「いま歌が歌われる」)。15世紀からこの用法は主辞を伴う動詞文に拡大したとし、W. v. WARTBURG (1950) 135 の例を引用する：*Et se peut congnoistre le bon vouloir*. 「そしてその善意は知られ得る」。MOIGNET (1979) 188 は古フランス語にすでに受動用法があったとする：*Car amors ne se puet celer*. (Béroul, 575) 「愛は隠しておくのできないものだから」。JENSEN (1990) 278 は若干の例外を除いて古フランス語には受動用法は見られないとしながらも、様々な学者の意見を引用した後、16・17世紀にイタリア語法の影響により受動用法の拡大にはずみがついたとする説明は誤りだと述べている。山田 (1978) 37 (1980) 88 は *Chanson de Roland* (Bédier 版) と *Aucassin et Nicolette* を

- 資料体としたが受動用法は見つからないとする。磯野(1989) 142 も Chanson de Roland (Moignet 版) の中に明確に受身の用法で用いられた例を見いだすことができなかった。
- (4) D. Coq が校訂した証書 2 a は証書 3 の 4 行目から 23 行目に現れる。3 の証書は Troyes の町の長 (maire) により発行されている。一方、証書 44 B と 89 a はそれぞれ証書 46 と証書 90 の中でシャンパーニュ伯チボー 5 世 (Thibaut V) により照合確認されている。証書 95 と 96 は同一内容の証書であるが、一方は Sens のバイイ (bailli) により、他方は Auxerre と Tonnerre のバイイにより作成された。これらを同一の文書と見なせない理由については、COQ, 1988 中の J. Monfrin による AVANT-PROPOS, IX-X を参照のこと。
- (5) 上記の註 (4) の証書 44 B と 89 a はそれぞれ証書 46 と 90 として扱う。証書 95 と 96 は独立した証書とする。さらに APPENDICE として記載されている * 1、* 2 (Popelin 癩病施療院の年貢台帳であり他の文献と性格が少し異なる)、* 3 をそれぞれ証書 101、102、103 とした。
- (6) Dominique Coq の語彙集の *ensivre (s')* の項目にある *ensient* は明らかに *ensieut* の誤植である。
- (7) この点に関しては JENSEN (1990) 274 の以下の説明が最も包括的と思われるため、そのまま引用しておく。“pronominal, serving to express a variety of values, such as participation, interest, insistence, or serving to emphasize the durative or inchoative aspect of an action” その他 MOIGNET (1979) 187 は「代名詞表現がもつニュアンスは発話のレベルでなければ決まらない」とする。事態への参加については REGULA (1966) 170 II., MENARD (1988) § 335. c) を参照。BONNARD et REGNIER (1989) 177 では代名動詞は自動詞と意味的に類似するため、自動詞と代名動詞の間で揺れが起きた (cf. *dormir/se dormir, aller/s'en aller, etc.*) という説明がある。

参考文献

著書・論文

- 磯野暢祐 (1989) 「La Chanson de Roland に現れる代名動詞 *s'escrier* について」、山形大学紀要 11.4, 139-152.
- 川口裕司 (1993) 「「態」の選択としてみたフランス語の代名動詞」、*Flambeau* 20, 東京外国語大学フランス語学科, 31-45.

- 山田秀男 (1978) 「古代フランス語における代名動詞について (1) — Chanson de Roland の場合 —」、フランス文化研究 9 (独協大学外国語学部), 37-46.
- (1980) 「古代フランス語における代名動詞について (2) — Aucassin et Nicolette — の場合」、フランス文化研究 11 (独協大学外国語学部), 88-99.
- 渡瀬嘉朗 (1991 a) 「「代名態」の役割」、東京外国語大学論集 42, 95-105.
- (1991 b) 「「態」の選択」、語研資料 12、言語研究 I、東京外国語大学語学研究所、1-36.
- (1991 c) 「表意単位とその中和」、東京外国語大学論集 44, 15-30.
- BERSCHIN Helmut, FELIXBERGER Josef et GOEBL Hans (1978) *Französische Sprachgeschichte, Lateinische Basis, Interne und externe Geschichte, Sprachliche Gliederung Frankreichs*, Max Hueber Verlag.
- BLANCHE-BENVENISTE Claire et al. (1990) *Le français parlé, Etudes grammaticales*, Editions du CNRS.
- BONNARD Henri et REGNIER, Claude (1989) *Petite Grammaire de l'ancien français*, Editions Magnard.
- EWERT Alfred (1943) *The French Language*, 2nd ed., Faber & Faber Limited.
- GROSS Gaston (ed.) (1993) *Sur le passif*, Langages 109.
- JENSEN Frede (1990) *Old French and Comparative Gallo-Romance Syntax*, Max Niemeyer Verlag.
- KERLOUEGAN F., CONSO D. et BOUET P. (1975) *Initiation au système de la langue latine, Du latin classique aux langues romanes*, Nathan.
- MARTIN Robert et WILMET Marc (1980) *Manuel du français du moyen âge*, 2. *Syntaxe du moyen français*, Editions Bière.
- MARTINET André (dir.) (1979) *Grammaire fonctionnel du français*, Didier.
- MARTINET André (1966) “Les choix du locuteur”, *Revue philosophique* 156, 271-282.
- (1985) *Syntaxe générale*, Armand Colin.
- MELIS Ludo (1990) *La Voie pronominale, La Systématique des tours pronominaux en français moderne*, Duculot.

- MENARD Philippe (1988) *Syntaxe de l'ancien français*, 3e éd., Editions Bière.
- MOIGNET Gérard (1979) *Grammaire de l'ancien français, Morphologie -Syntaxe*, 2e éd., Editions Klincksieck.
- MULLER Henri François (1921) "When did latin cease to be a spoken language in France?", *Romanic Review* 12, 318-334.
- REGULA Moritz (1966) *Historische Grammatik des Französischen*, Band III, *Syntax*, Carl Winter.
- TSURUGA Yoichiro (1991) "Le passif et le parallélisme paradigmatique fonctionnel", *語研資料* 12、*言語研究* I、東京外国語大学語学研究所、37-55.
- WARTBURG Walther von (1950) *Evolution et structure de la langue française*, A. Francke AG.
- WOLF Lothar et HUPKA Werner (1981) *Altfranzösisch Entstehung und Charakteristik, Eine Einführung*, Wissenschaftliche Buchgesellschaft.
- VÄÄNÄNEN Veikko (1981) *Introduction au latin vulgaire*, 3e éd., Editions Klincksieck.

資料体・辞書

- BLAISE Albert (1954) *Dictionnaire latin-français des auteurs chrétiens*, Editions Brepols S.A.
- COQ Dominique (1988) *Documents Linguistiques de la France (Série française)*, III *Chartes en langue française antérieures à 1271 conservées dans les départements de l'Aube, de la Seine-et-Marne et de l'Yonne*, Editions du CNRS.
- GAFFIOT Félix (1934) *Dictionnaire illustré latin français*, Librairie Hachette.
- TOBLER-LOMMATZSCH (1955-1976) *Altfranzösisches Wörterbuch*, Neudruck, Band I-X, Franz Steiner Verlag.